

関西学院大学体育会合気道部OB会規約

第一章 総則

- 第一条 本会は関西学院大学体育会合気道部 OB 会と称す。
- 第二条 本会は真の合気道精神に立脚し会員相互の魂の和合と友愛の絆を結び関西学院大学体育会合気道部の大いなる飛躍と合気道振興に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会の本部を関西学院大学体育会合気道部内に置き、支部を東京に置く。

第二章 事業

- 第四条 本会はその目的達成の為、次の事業を行なう。
- 一、会員相互の結束と親睦に関する事業
 - 一、関西学院大学体育会合気道部の進歩発展に対する事業
 - 一、広く社会に浸透していくあらゆる事業

第三章 会員

- 第五条 本会の会員は関西学院大学体育会合気道部出身者および常任幹事会の推薦により承認された者とする。

第四章 役員

- 第六条 本会は次の役員を置く。
- 一、会 長（常任幹事を兼ねる）
 - 一、副 会 長（常任幹事を兼ねる）
 - 一、幹 事 長（常任幹事を兼ねる）
 - 一、事務局長（常任幹事を兼ねる）

- 一、会計幹事（常任幹事を兼ねる）
- 一、東京支部長（常任幹事を兼ねる）
- 一、常任幹事 若干名
- 一、会計監査

第七条 会長は本会を代表し責任と使命において業務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。常任幹事は本会の運営を司り、幹事長がこれを統括する。事務局長は本会の庶務全般を所掌する。

第八条 役員の選出は次の如くする。

- 一、会長、副会長は会員より選出し、OB 総会で承認を得るものとする。
- 一、常任幹事は会員中より会長が副会長と合議の上、会長の名において選任する。
- 一、幹事長及び事務局長は常任幹事中より会長が副会長と合議の上選任する。
- 一、東京支部長は常任幹事中より会長が副会長と合議の上選任し東京支部の運営に当たる。
- 一、会計幹事は常任幹事中より会長が副会長と合議の上選任し本会の財務に当たる。
- 一、会計監査は総会で選任し、会計業務を監査し、年 1 回これを報告する。

第九条 役員の任期は次の如くする。ただし、再任を妨げない。

- 一、会長の任期は四ヵ年とする。
- 一、会長以外の役員の任期は会長の任期の満了時までとする。
ただし、会長が任期中に辞任した場合は、会長の辞任時までとする。

第五章 会議

第十条 本会は次の会議を置く。

- 一、総会
- 一、常任幹事会

一、四役会議

総会は年に一回、会長が召集する。

臨時総会は必要と認めた時、会長がこれを召集する。

常任幹事会は本会の運営を司る会議で必要に応じて年一回以上会長がこれを召集する。

四役会議は会長・副会長・幹事長・事務局長で構成し、常任幹事会上程する事柄等を

審議する会議で随時開催する。

第十一条 下記の項目は総会に提出して審議しその承認を得なければならない。

一、事業報告

一、前年度会計報告

一、会長、副会長の選任

一、会計監査の選任

一、監督の選任

一、本会規約の変更に関する事項

上記項目以外で本会に関して必要と認めた事項は常任幹事会で審議し決定する。

第十二条 総会及び常任幹事会の議事は出席会員の過半数を以ってこれを決定する。会長は

総会の結果を会員に報告するものとする。なお常任幹事会の結果は必要に応じて

会員に報告するものとする。

第六章 財務

第十三条 本会経理の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十四条 会費や本会運営のための経費等は以下のとおりとする。

一、会費は1カ年 5000 円とする。

一、常任幹事会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。また、助成金、寄付金を受けることができる。

一、本会の経費は会費（臨時会費を含む）、寄付金、助成金、その他の収益をもってこれに充てる。

第七章 顧問

第十五条 本会は顧問を置くことができる。

常任幹事会の同意を得て会長は顧問を推薦することができる。

第八章 現役の指導者の選任

第十六条 監督は常任幹事会が会員より推薦し、OB 総会で承認を得た後、部長が委嘱する。

なお、総会に諮ることが困難な場合は会長が適宜判断する。

第十七条 コーチは監督が推薦し、常任幹事会で承認を得るものとする。

第九章 その他

第十八条 この規約の改廃は常任幹事会の議を経て、総会で承認を得るものとする。

附則

本規約は令和5年6月25日より改正・施行する。